

ピカラ待っててプランサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="409 562 1015 594">ピカラ待っててプランサービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 828 1329"><u>2024年4月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 848 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1659 562 2264 594">ピカラ待っててプランサービス契約約款</p> <p data-bbox="1846 1297 2077 1329"><u>2024年8月1日</u></p> <p data-bbox="1825 1444 2098 1476">株式会社 STNet</p>	

ピカラ待っててプランサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>第10章 雑則</p> <p>(電気通信事業者などへの情報の通知)</p> <p>第40条 お客さまは、第13条(お客さまが行う解約)または第14条(当社が行う解約)の規定に基づき本契約を解除し、もしくは解除された後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社以外の電気通信事業者などからの請求に基づき、お客さまに係る氏名若しくは名称、住所若しくは居所または支払状況などの情報(お客さまを特定するために必要なものおよび支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p>	<p>第10章 雑則</p> <p>(電気通信事業者などへの情報の通知)</p> <p>第40条 お客さまは、第13条(お客さまが行う解約)または第14条(当社が行う解約)の規定に基づき本契約を解約し、もしくは解約された後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社以外の電気通信事業者などからの請求に基づき、お客さまに係る氏名若しくは名称、住所若しくは居所または支払状況などの情報(お客さまを特定するために必要なものおよび支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p>	

ピカラ待ってプランサービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)																			
<p>料金表 第2表 手続きに関する費用 第1 事務に係る手数料 1 適用</p>		<p>料金表 第2表 手続きに関する費用 第1 事務に係る手数料 1 適用</p>																					
区分	内容	区分	内容																				
(1) 事務に係る手数料の適用	<p>事務に係る手数料は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>本契約の申込みを行いその承諾を受けたとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。</td> </tr> <tr> <td>貸与端末損害料</td> <td>お客さま起因による故障(破損、毀損含む)したとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する貸与端末損害料の支払いを要します。SIMカードを搭載した貸与端末の返却の如何は問いません。</td> </tr> <tr> <td>未返却手数料</td> <td>お客さまより、SIMカードを搭載した貸与端末が期日までに返却されないときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する未返却手数料の支払いを要します。SIMカードまたは貸与端末の紛失、盗難またはその他の理由など、理由の如何は問いません。貸与端末損害料の支払いを要した場合は、未返却手数料の支払いは要しません。</td> </tr> <tr> <td>再貸与手数料</td> <td>貸与端末の故障・破損または盗難・紛失などにより、本サービスを受けられなくなったときであって、当社へ新たな貸与端末の貸与を請求しその承諾を受けたときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する再貸与手数料の支払いを要します。</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	本契約の申込みを行いその承諾を受けたとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。	貸与端末損害料	お客さま起因による故障(破損、毀損含む)したとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する貸与端末損害料の支払いを要します。SIMカードを搭載した貸与端末の返却の如何は問いません。	未返却手数料	お客さまより、SIMカードを搭載した貸与端末が期日までに返却されないときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する未返却手数料の支払いを要します。SIMカードまたは貸与端末の紛失、盗難またはその他の理由など、理由の如何は問いません。貸与端末損害料の支払いを要した場合は、未返却手数料の支払いは要しません。	再貸与手数料	貸与端末の故障・破損または盗難・紛失などにより、本サービスを受けられなくなったときであって、当社へ新たな貸与端末の貸与を請求しその承諾を受けたときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する再貸与手数料の支払いを要します。	<p>事務に係る手数料は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>本契約の申込みを行いその承諾を受けたとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。</td> </tr> <tr> <td>貸与端末損害料</td> <td>お客さま起因による故障(破損、毀損含む)したとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する貸与端末損害料の支払いを要します。SIMカードを搭載した貸与端末の返却の如何は問いません。</td> </tr> <tr> <td>未返却手数料</td> <td>お客さまより、SIMカードを搭載した貸与端末が期日までに返却されないときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する未返却手数料の支払いを要します。SIMカードまたは貸与端末の紛失、盗難またはその他の理由など、理由の如何は問いません。貸与端末損害料の支払いを要した場合は、未返却手数料の支払いは要しません。</td> </tr> <tr> <td>再貸与手数料</td> <td>貸与端末の故障・破損または盗難・紛失などにより、本サービスを受けられなくなったときであって、当社へ新たな貸与端末の貸与を請求しその承諾を受けたときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する再貸与手数料の支払いを要します。</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	本契約の申込みを行いその承諾を受けたとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。	貸与端末損害料	お客さま起因による故障(破損、毀損含む)したとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する貸与端末損害料の支払いを要します。SIMカードを搭載した貸与端末の返却の如何は問いません。	未返却手数料	お客さまより、SIMカードを搭載した貸与端末が期日までに返却されないときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する未返却手数料の支払いを要します。SIMカードまたは貸与端末の紛失、盗難またはその他の理由など、理由の如何は問いません。貸与端末損害料の支払いを要した場合は、未返却手数料の支払いは要しません。	再貸与手数料	貸与端末の故障・破損または盗難・紛失などにより、本サービスを受けられなくなったときであって、当社へ新たな貸与端末の貸与を請求しその承諾を受けたときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する再貸与手数料の支払いを要します。	
料金種別	内容																						
契約事務手数料	本契約の申込みを行いその承諾を受けたとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。																						
貸与端末損害料	お客さま起因による故障(破損、毀損含む)したとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する貸与端末損害料の支払いを要します。SIMカードを搭載した貸与端末の返却の如何は問いません。																						
未返却手数料	お客さまより、SIMカードを搭載した貸与端末が期日までに返却されないときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する未返却手数料の支払いを要します。SIMカードまたは貸与端末の紛失、盗難またはその他の理由など、理由の如何は問いません。貸与端末損害料の支払いを要した場合は、未返却手数料の支払いは要しません。																						
再貸与手数料	貸与端末の故障・破損または盗難・紛失などにより、本サービスを受けられなくなったときであって、当社へ新たな貸与端末の貸与を請求しその承諾を受けたときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する再貸与手数料の支払いを要します。																						
料金種別	内容																						
契約事務手数料	本契約の申込みを行いその承諾を受けたとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。																						
貸与端末損害料	お客さま起因による故障(破損、毀損含む)したとき、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する貸与端末損害料の支払いを要します。SIMカードを搭載した貸与端末の返却の如何は問いません。																						
未返却手数料	お客さまより、SIMカードを搭載した貸与端末が期日までに返却されないときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する未返却手数料の支払いを要します。SIMカードまたは貸与端末の紛失、盗難またはその他の理由など、理由の如何は問いません。貸与端末損害料の支払いを要した場合は、未返却手数料の支払いは要しません。																						
再貸与手数料	貸与端末の故障・破損または盗難・紛失などにより、本サービスを受けられなくなったときであって、当社へ新たな貸与端末の貸与を請求しその承諾を受けたときは、お客さまは 2 料金額(事務に係る手数料)に規定する再貸与手数料の支払いを要します。																						
(2) 事務に係る手数料の適用除外または減額等	<p>当社は、2 料金額(事務に係る手数料)の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、または、その額を減額して適用することがあります。</p>	(2) 事務に係る手数料の減免	<p>当社は、2 料金額(事務に係る手数料)の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金を減免することがあります。</p>																				

ピカラ待っててプランサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2024年8月1日から実施します。</p>	